

我々の願いは、医療費の窓口無料

記者会見 配付資料

2012年6月県議会を前にして

2012年6月14日(木)
福祉医療給付制度の改善を進める会

「進める会」の自己紹介

「進める会」は、福祉医療給付の窓口無料化をめざすとともに、その給付枠を拡大する等の福祉医療給付事業の改善をはかることを目的に1994年結成し、その実現のために運動してきた市民団体。

「会」は、当面、次のことを実現する運動をすすめている。

- ①現行の福祉医療給付事業の「自動給付方式」
をなくし、窓口無料化を実現する。
- ②福祉医療給付制度の対象者を拡大する。

尚、事務局は、長野県社会保障推進協議会に置いています。

本日の記者会見の趣旨

- * 昨年秋から阿部県知事宛の「窓口無料化を求める要望書」(個人)の県民運動を展開した。
- * 2012年3月29日 要望署名43,491名分を添えて阿部県知事に直接手渡し、懇談した。
- * その際、阿部知事は無料化実施について明言しませんでした。
- * 今回、6月県議会に賛同する団体の請願書を提出し、その採択を目指す。
- * 私たちは、一刻も早く医療費窓口無料化の実現を願う。そのために様々な活動を行う。

賛同書の署名した団体の特徴

13日夕方の時点で、**320団体**が賛同。

- * 障がい者団体 24団体
- * 保育団体 19団体 (保育園17)
- * 医療系団体 97団体 (地区医師会1、地区
歯科医師会3、老健協会1、職能団体9など)
- * 女性団体 86
- * 市民団体 40
- * 労働団体 54

請願の趣旨、請願項目（別紙）

＜県議会への請願事項＞

- ①子どもや障がい者等の福祉医療費給付制度は、現行の自動給付方式（償還払い）を止め、窓口無料（現物給付）にしてください。
- ②制度のあり方を検討する場をつくり、子どもの親や障がい者などの当事者を参加させて下さい。

医療費窓口無料化の重要性・緊急性①

- ①貧困と格差が拡大している中、経済的事由で医療にかかれない患者さんが増大しており、せめて子ども・障がい者が経済的な心配をしないで、安心して医療にかかる機会が保障することは、緊急課題である。
- ②国は、直ちに医療保険制度、社会保障制度の改悪を止め、医療費の窓口負担の無料化、軽減化を図ること。
- ③都道府県・市町村は、国に制度要求をしながら、その過渡的措置として自治体の独自施策として福祉医療給付事業を拡充・強化し、医療費の窓口無料事業を実施すること。

医療費窓口無料化の重要性・緊急性②

④特に都道府県の姿勢が重要。全県的な制度になると国保をはじめ社保までカバーしやすくなる。医療現場など事務手続きが簡素化される。

⑤無料化実施の際、大きな障害が国の国保負担金減額調整措置（資料別紙）。都道府県は、この不当な国の施策に抗議しつつ、「いのち」を優先する施策を選択して欲しい。自治体の姿勢が問われている。

医療費窓口無料化の重要性・緊急性③

⑥とりわけ長野県の姿勢が全県的、全国的に注目されている。

＊市町村段階での無料化（特に子ども）施策が拡充されている状況の中、県の姿勢が重要になっている。（別紙資料）

＊子どもの窓口無料化実施の都道府県は37となり、未実施は長野県含め10道県のみとなっている。長野県は明らかに「窓口無料化後進県」である。（別紙資料）

＊しかも、子どもの施策充実が阿部知事の選挙公約でもある。窓口無料化事業は、その重要な施策のはず。

⑦窓口無料化は、患者の重症化を防ぎ、歯科治療も前進するなど、重要な「成果」を作り出す。群馬県の事例や被災県の宮城県の事例がそのことを物語っている。（別紙資料、報告発言参照）

国民健康保険 療養費等国庫負担金減額調整とは

【現物給付する市町村に対し、国が国保国庫負担を減額】

- 医療費助成制度には、償還払い方式と現物給付方式があります。市町村が現物給付方式で助成すると、国は国民健康保険療養費等国庫負担金を減額します。また、対象年齢拡大と引き換えに、市町村が自己負担を導入する理由の一つにもなっています。

償還払い方式	医療機関窓口で2割または3割の自己負担を支払い、後日、申請により助成される分の償還を受ける方法
現物給付方式	医療機関窓口で2割または3割の自己負担を支払わなくてよい方法

- 国は、現物給付方式にすると医療機関に受診する患者数が増える(波及増といいます)と解釈し、増えた医療費については、国庫負担を減額するという仕組みです。医療機関窓口で徴収する額に応じて減額調整率が決められています。
- 自己負担がある場合は、自己負担にあわせて減額調整率が緩和されますが、通院1回500円(月2回限度)の負担の場合は、実際には医療費の1割強の負担率(医科:10.22%、歯科11.02%)となります。

【減額調整の方法】

- 減額調整率は、医療機関の窓口で徴収する額に応じ次のように定められています。

(一部を抜粋)

窓口負担		「0」	「1割相当」	償還制度
減額調整率	小学校就学前	0.8611	0.9349	1.0000
	小学校就学以降	0.8427	0.9153	1.0000

- 減額調整率は、調整対象医療費(波及増)を算出する際に用いられます。

計算例(小学校就学前。現物給付で医療費が1,000万円要した場合)

現物給付に係る医療費(1,000万円)×(1-0.8611)=139万円(調整対象医療費=波及増)

(解説) 法律通り窓口で2割負担を徴収すれば、医療費は1,000万円ではなく、861万円(1,000万円-139万円)だったはずであり、窓口無料にしたため139万円余分にかかった。従って、139万円分については国庫負担を出さない、というわけです。

- 減額される国庫負担額は、次のようになります。

国庫負担額計算例(上記の例で)

139万円(調整対象医療費=波及増)×0.78(国保実効給付率)×0.5(国庫負担割合)
=54万2,100円

<参考：自動給付方式(償還払いの変種)>

長野県、奈良県では、「自動給付方式」が導入されました。これは、窓口では一部負担金を支払いますが、申請した口座に数ヵ月後に自動的に償還される仕組みです。これも、国庫負担の減額調整を回避する苦肉の策となっていますが、窓口でいったん自己負担分を支払うことには変わりません。

乳幼児等医療費給付制度の市町村実施状況

平成24年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該当市町村		
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
小3まで	小学校就学前	所得制限なし					(県制度と同じ)		
	小3まで	所得制限なし	1			1		長野市	
小6まで	小6まで	所得制限なし	2			2	佐久市	小諸市 (食費1/4)	
中学校卒業まで	小3まで	所得制限なし	3			3	駒ヶ根市	松本市 中野市	
	小6まで	所得制限なし	1	1		2	伊那市 坂城町		
	中学校卒業まで	中学校就学前 所得制限なし 中学校就学～ 父母の所得税の合計 が153,000円未満		1		1	御代田町		
		所得制限なし	12	12	16	40	飯田市 飯山市 千曲市 安曇野市 東御市 大田市 上田市 塩尻市 佐久穂町 富士見町 軽井沢町 辰野町 箕輪町 高森町 阿南町 南木曾町 池田町 飯綱町 南箕輪村 天龍村 宮田村 大桑村 王滝村 山形村 朝日村 青木村 根羽村 白馬村 小谷村 野沢温泉村 麻績村 木島平村	須坂市 信濃町	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村 栄村
			12	13	16	41			
18歳到達月まで	18歳到達月まで	所得制限なし			1	1			南牧村
18歳到達後の3/31まで	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし		9	18	27	長和町 小海町 松川町 上松町 木曾町 立科町 飯島町 平谷村 下條村 売木村 喬木村 豊丘村 大鹿村 中川村 北相木村 木祖村 生坂村 松川村 南相木村 小川村 川上村 筑北村 阿智村 原村※	山ノ内町 (小学校就学～ 食費助成なし) 高山村	小布施町 (小学校就学～ 食費助成なし)
合 計			19	23	35	77	61	8	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし

〔その他の市町村の受給者負担金〕

- ・300円/レプト：小海町、南牧村、南相木村、軽井沢町、長和町、富士見町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、中川村、松川町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木曾町、南木曾町、木祖村、小布施町、栄村
- ・500円/レプト：上記以外

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成24年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数				該 当 市 町 村			
	本人	扶養義務者等	市 町 村 計				食費助成なし		食費1/2助成	食費助成あり
1 ～ 3 級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	4	14	20	38	飯田市 伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 南牧村 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 大桑村 朝日村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)			栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	1	2	5	上田市 東御市 宮田村 松川村			小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			1	1	川上村			
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			2	2	南相木村 豊丘村			
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	安曇野市 北相木村 富士見町 原村※ 箕輪町 生坂村 山形村	小諸市 (食費1/4) 高山村		諏訪市 茅野市 下諏訪町
	小 計			10	18	30	58			
1 ～ 4 級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)		1		1			信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村 (4級は入院のみ)			
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村 (4級は要常時介護のみ)			
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	須坂市 (4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ)準拠、食事助成なし)			
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市 坂城町 (4級は受給者負担金2割で70歳到達時に資格を失う)			
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市		
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市		
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市			
	所得制限なし	所得制限なし	1		1	2	大町市 麻績村 (4級は要常時介護のみ)			
	小 計			7	4	3	14			
1 ～ 5 級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市 (小学校3年生まで食費1/2助成 4級の 一部と5級は70歳到達時に資格を失う)			
	小 計			1		1				
1 ～ 6 級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村 (4～6級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)			
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	1	3	池田町 (4～6級は要常時介護のみ)	岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ) 泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)		
	小 計			1	1	2	4			
合 計			19	23	35	77	64	6		7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（療育手帳）

平成24年4月1日現在

障害の程度	所 得 制 限		市 町 村 数				該 当 市 町 村				
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	6	14	18	38	飯田市	伊那市	駒ヶ根市	須坂市 信濃町	泰阜村 小布施町 栄村
							飯山市	佐久市	佐久穂町		
							軽井沢町	御代田町	立科町		
							青木村	辰野町	飯島町		
							中川村	宮田村	松川町		
高森町							阿南町	阿智村			
平谷村							根羽村	下條村			
売木村							天龍村	喬木村			
大鹿村							南木曽町	大桑村			
筑北村							小谷村	山ノ内町			
飯綱町	(県制度と同じ)										
A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	1			1				松本市		
所得制限なし	所得制限なし	5	4	3	12	千曲市	小海町	北相木村	小諸市 (食費1/4)	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町	
小 計			12	18	21	51					
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	4	7	14	上田市	塩尻市	東御市	(B2の受給者負担金は、500円＋ 500円を除いた額の1/2)	
							長和町	南箕輪村	木曽町		
							上松町	木祖村	王滝村		
							朝日村	松川村	白馬村		
							坂城町	木島平村	野沢温泉村		
							小川村				
	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税（同一世帯者）				1	1	高山村			
	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠				1	1	川上村			
A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税者	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税（同一世帯者）	1			1	長野市（小学校3年生まで食費1/2助成。 B1、B2は70歳到達時に資格を失う）					
A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	1			1	中野市					
所得制限なし	所得制限なし	2	1	5	8	大町市	安曇野市	南牧村			
						南相木村	麻績村	生坂村			
						山形村	池田町				
小 計			7	5	14	26					
合 計			19	23	35	77	64			6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成24年4月1日現在

※本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級		入院・通院の別	所得制限		市町村数		該当市町村		食費1/2助成	食費助成あり	
			本人	扶養義務者等	市	町	村	計			
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税 （同一世帯者）			1	1	泰阜村			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			2	2	平谷村 下條村			
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし			1	1	北相木村			
	小 計					4	4				
1～2級	1級 通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	9	12	22	長野市 長和町 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町※ 阿南町 阿智村 根羽村 売木村 蕎木村 豊丘村 大鹿村 南木曽町 小谷村 小布施町 信濃町 小川村 栄村 （県制度と同じ）			
		1級 所得制限なし 2級 所得税非課税者	1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1			1	松本市			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2		飯田市 青木村			
		所得制限なし	所得制限なし	1			1	安曇野市			
		通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1	2	4	高山村 山ノ内町 野沢温泉村 千曲市		
			所得制限なし	所得制限なし	3	2		5	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町		
	1・2級入院 1級通院のみ 2級自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 市町村民税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	入院 市町村民税非課税者 （同一世帯者） 通院 特別障害者手当準拠	1			1	佐久市			
		1・2級入院通院 所得税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	1・2級入院通院 所得税非課税世帯 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 特別障害者手当準拠	1			1	上田市			
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1			1	伊那市			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2		1	3	松川村	小諸市（食費1/4） 須坂市		
		所得制限なし	所得制限なし	1	2	1	4	大町市 原村※ 箕輪町 池田町			
	小 計			14	14	17	45				
	1～3級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 市町村民税・所得税非課税者 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）	1			1	中野市		
			1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1		2	駒ヶ根市 飯綱町		
			特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	天龍村		
			1級は通院のみ 2級～は自立支援 医療精神通院のみ	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）	1			1	飯山市		
精神科入院のみ 通院は1級のみ		入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠			1	1	朝日村			
		1・2級は入院 3級は通院のみ	特別障害者手当準拠	1			1	東御市			
入院・通院		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）		1	1	2	軽井沢町 筑北村			
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者 （同一世帯者）			1	1	大桑村			
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1		1	上松町			
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1		1	木曽町			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	4	8	塩尻市 佐久穂町 御代田町 立科町 南相木村 木祖村 白馬村 木島平村			
		特別障害者手当準拠 （2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者）	特別障害者手当準拠		1		1	王滝村（1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円＋500円を除いた額の1/2）			
		1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠			1	1	川上村			
		所得制限なし	所得制限なし		2	4	6	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町（精神科入院は対象外）			
小 計			5	9	14	28					
合 計			19	23	35	77	75	2			

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村、高森町は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

平成24年4月1日現在

所 得 制 限		市 町 村 数				該 当 市 町 村				
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	19	26	55	上田市	飯田市	伊那市	松本市 須坂市 信濃町	小布施町 栄村
						駒ヶ根市	飯山市	塩尻市		
						佐久市	東御市	小海町		
						佐久穂町	川上村	南牧村		
						軽井沢町	御代田町	立科町		
						長和町	青木村	辰野町		
						飯島町	南箕輪村	中川村		
						宮田村	松川町	高森町		
						阿南町	阿智村	平谷村		
						根羽村	下條村	売木村		
						天龍村	喬木村	大鹿村		
						上松町	南木曽町	木曽町		
						木祖村	王滝村	大桑村		
						朝日村	筑北村	松川村		
						白馬村	小谷村	坂城町		
						山ノ内町	木島平村	野沢温泉村		
						飯綱町	小川村			
						(県制度と同じ)				
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9	22	長野市	大町市	千曲市	小諸市 (食費1/4)	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村
						安曇野市	南相木村	北相木村		
						富士見町	原村※	箕輪町		
						豊丘村	麻績村	生坂村		
						山形村	池田町			
合 計		19	23	35	77	64			6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付制度の市町村実施状況

平成24年4月1日現在

対象児童	所 得 制 限			市 町 村 数				該 当 市 町 村				
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし		食費1/2助成	食費助成あり	
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校 等卒業 まで	所得税非課税者	所得税非課税者	所得税非課税（同一世帯者）			1	1	麻績村				
	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60	上田市	飯田市	伊那市	松本市 須坂市 小諸市 （食費1/4） 高山村 信濃町	小布施町 栄村
								駒ヶ根市	大町市	飯山市		
								塩尻市	佐久市	東御市		
								小海町	川上村	南牧村		
								北相木村	御代田町	立科町		
								長和町	青木村	辰野町		
								箕輪町	飯島町	南箕輪村		
中川村								宮田村	松川町			
高森町								阿南町	阿智村			
平谷村								根羽村	下條村			
売木村								天龍村	喬木村			
豊丘村								大鹿村	上松町			
南木曽町								木曽町	木祖村			
王滝村	大桑村	朝日村										
筑北村	池田町	松川村										
白馬村	小谷村	坂城町										
山ノ内町	木島平村	野沢温泉村										
飯綱町	小川村											
						（県制度と同じ）						
児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	母：児童扶養手当準拠 子：所得制限なし			1	1	生坂村					
児童手当（特例給付）準拠	児童手当（特例給付）準拠	児童手当（特例給付）準拠		1		1	佐久穂町					
所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	4	13	長野市（小学校3年生まで食費1/2助成）			中野市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村	
							千曲市	安曇野市	南相木村			
						富士見町	原村※	山形村				
小 計				19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
	小 計				1		1					
合 計				19	23	35	77	64		6	7	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レブト当たり500円又は300円）

母子家庭医療費給付制度の市町村実施状況（父母のない児童）

平成24年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該当市町村		
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満高等学校 等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	19	29	60	上田市 飯田市 伊那市 駒ヶ根市 大町市 飯山市 塩尻市 佐久市 東御市 小海町 川上村 南牧村 北相木村 御代田町 立科町 長和町 青木村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 王滝村 大桑村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村 (県制度と同じ)	松本市 須坂市 小諸市 (食費1/4) 高山村 信濃町	小布施町 栄村
							佐久穂町		
							長野市 (小学校3年生まで食費1/2助成) 千曲市 安曇野市 南相木村 富士見町 原村※ 麻績村 生坂村 山形村	中野市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村
							19 22 35 76		
							1		
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町		
				1		1			
合 計			19	23	35	77	64	6	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

父子家庭医療費給付制度の市町村実施状況

平成24年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村						
	父	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり				
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校 等卒業 まで	所得税非課税者	所得税非課税者	所得税非課税（同一世帯者）			1	1	麻績村						
	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	14	19	29	62	上田市 飯田市 伊那市	松本市	小布施町				
								駒ヶ根市 大町市 飯山市			須坂市			
								塩尻市 佐久市 千曲市				小諸市 （食費1/4）		
								東御市 小海町 川上村					中野市	
								南牧村 北相木村 御代田町						高山村
								立科町 長和町 青木村						
辰野町 箕輪町 飯島町														
南箕輪村 中川村 宮田村														
松川町 高森町 阿南町														
阿智村 平谷村 根羽村														
下條村 売木村 天龍村														
喬木村 豊丘村 大鹿村														
上松町 南木曽町 木曽町														
木祖村 王滝村 大桑村														
朝日村 筑北村 池田町														
松川村 白馬村 小谷村														
坂城町 山ノ内町 木島平村														
野沢温泉村 飯綱町 小川村														
(県制度と同じ)														
児童扶養手当（一部支給）準拠	所得制限なし	父：児童扶養手当準拠 子：所得制限なし			1	1	生坂村							
児童手当(特例給付)準拠	児童手当(特例給付)準拠	児童手当(特例給付)準拠		1		1	佐久穂町							
所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	5	2	4	11	長野市 （小学校3年生まで食費1/2助成） 安曇野市 南相木村 富士見町 原村※ 山形村		岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 泰阜村					
小 計				19	22	35	76							
20歳未満 の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町						
	小 計					1	1							
合 計				19	23	35	77	64	6	7				

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費
※原村は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

●2012年1月12日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例：「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
北海道	未就	小卒		児童手当法特例準用	(1)3歳未満及び市町村民税非課税世帯：初診時一部負担金(医科580円歯科510円)のみ (2)上記以外：1割負担(月額上限＝外来12,000円 入院44,400円)		○	
青森	未就	未就		児童扶養手当一部支給 準用(平成9年度基準額)	入院：4歳以上1日500円。外来：4歳以上月1500円。	○ (国保0歳)	○ (左記以外)	
岩手	未就	未就		児童扶養手当法準用 (国基準(一部負担)に 80万円上乗せ)	(1)3歳未満児及び市町村民税非課税は負担なし。 (2)上記以外：月1,500円。入院月5,000円。		○(注③)	
宮城	2歳	未就		老齢福祉年金準用	なし	○		
秋田	未就	未就		児童扶養手当一部支給 限度額＋75万2千円	(1)0歳児及び市町村民税非課税：負担なし。 (2)上記以外：外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○		
山形	小卒	小卒		(1)児童手当法特例準用(平成18年度基準額) (2)第3子以降：所得 制限なし	(1)第3子以降、所得税非課税：負担なし。 (2)上記以外：外来1回530円(月4回まで)、入院1日1,200円。 (3)訪問看護療養費1日600円(月5回まで)。	○		
福島	未就	未就		児童手当法特例準用	外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○	○(社保)注①	○
茨城	小3	小3		児童手当法特例準用 (平成8年度基準額：1 人の場合393万円ま で。扶養1人ごとに30 万円加算)	入院1日300円(月3,000円限度)、 外来1回600円(月2回限度)。	○		
栃木	小卒	小卒		なし	(1)3歳未満：なし (2)3歳以上：入院・外来とも月500円(レセプト単位)	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	
群馬	中卒	中卒		なし	なし	○		○
埼玉	未就	未就		児童手当法特例給付準用 (扶養親族等の数「2人 の場合」を準用)	外来：月1,000円、入院：1日1,200円(市町村民税非課税者免除)		○注①	
千葉	小3	小3		児童手当法特例給付準用	(1)住民税所得割非課税世帯：なし。 (2)上記以外：外来1回300円、入院1日300円	○		○

●2012年1月12日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
東京	未就	未就		児童手当法準用	なし	○		
	中卒	中卒		児童手当法準用	外来:1回200円、入院:なし。 4歳以降:外来1回200円(調剤は除く)、入院1日100円	○		
神奈川	未就	中卒		児童手当法特例給付準用		(未就まで)	○ (小1以上)	
山梨	4歳	未就		なし	なし	○		
新潟	2歳	小卒	3子以上は、全子につき外来も小卒まで	0歳:なし 1歳以上:児童手当法特例給付準用	外来1日530円(月4回限度)、入院1日1,200円、訪問看護1日250円	○		○ (0歳減額認定者のみ)
富山	3歳	未就		児童手当特例給付準用	外来:530円/日、入院:1,200円/日	○ (0歳)	○ (1歳以上)	
石川	3歳	未就		児童手当法準用	月1,000円		○	
福井	小3	小3		なし	未就:なし 小1以上:入院1日500円(月8回限度)、外来月500円(1医療機関あたり)		○(注③)	○
長野	未就	小3		なし	外来・入院とも月500円(レセプト単位)		○(注③)	
岐阜	未就	未就		なし	なし	○		
静岡	未就	中卒		児童手当等準用(第3子以降は所得制限なし)	外来:1回500円(月4回限度)、入院:1日500円	○		
愛知	未就	中卒		なし	なし	○ (未就)	○ (小～中卒の入院)	
三重	未就	未就		児童手当法特例給付準用	なし		○ (注③)	
滋賀	未就	未就		児童手当法特例給付準用(第3子以降なし)	外来:月500円(院外処方による調剤薬局での自己負担金無し)、入院:1日1,000円(月14,000円限度)	○		
京都	未就	小卒		なし	外来(2歳まで)・入院は月200円。 外来(未就まで)は月3,000円まで。	○(外来(2歳まで)、入院)	○ (外来3歳以上)	
大阪	2歳	未就		児童手当法特例給付準用	1医療機関あたり外来・入院とも各1日500円(月2日限度)	○(一部自己負担金月2,500円まで)	○ (左記以外)	○
兵庫	小3	小3		(1)0歳は無し。 (2)自立支援医療制度準用(市町村民税所得割額23.5万円未満)	外来:保険医療機関毎1日800円(月2回限度)。低所得者は1日600円(月2回限度)。入院:1割負担(月3,200円限度)。低所得者は月2,400円限度。入院4月目以降は負担無し。	○		

●2012年1月12日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
	小4 ～小卒	小4 ～中卒		自立支援医療制度準用 (市町村民税所得割額 23.5万円未満)	自己負担額の2/3 入院4月目以降は負担無し。	○(外来)	○(入院)	
奈良	未就	未就		児童手当法準用	外来月500円、入院月1,000円限度 (2週間未満は500円)。ともにレセ プト単位。		○(注③)	
和歌山	未就	未就		児童手当法特例給付準 用	なし	○	一部	
鳥取	中卒	中卒		なし	外来1回530円(月4回限度)、入院 1日1,200円(市町村民税非課税世 帯の者は、月15日限度)	○		×
島根	未就	未就+就 学後20歳 未満の慢 性呼吸器 疾患等11 疾患群に 係る入院		(1)2歳までは無し。 (2)就学後20歳未満は 児童手当特例給付準用	入院・外来ともに1医療機関、1月 あたり原則総医療費の1割(下記の 限度額を超える場合は下記の額) ①0～2歳:入院月2,000円、外来月 1,000円、薬局は自己負担無し ②3歳～未就:入院月15,000円、外 来月8,000円、薬局月1割。 ③20歳未満:入院月15,000円	○ (未就)	○ (就学後20 歳未満の 入院)	
岡山	未就	小卒		児童手当法準用	(1)0～2歳は医療費自己負担分の 2割(0.4割負担)。 (2)3歳～小卒は、総医療費の1割 (月額上限有り)。ただし、すべて の市町村で無料化実施	○		
広島	未就	未就		児童手当法準用	医療機関毎1日500円(外来:月4日 限度、入院:月14日限度)	○		
山口	未就	未就		市町村民税所得割額以 下(136,700円まで)	(1)3歳未満は無料。 (2)3歳以上は、外来1,000円、入 院2,000円。	○		
徳島	小3 (※1)	小3 (※1)		児童手当法特例給付準 用	(1)外来3歳以上、入院6歳以上は 月600円(レセプト単位。調剤除く) (2)上記以外はなし	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	
香川	5歳	5歳		児童手当法特例給付準 用(H12年度額で固定)	なし	○		
愛媛	未就	未就		なし	3歳以上・外来:月額上限2000円	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	

●2012年1月12日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例：「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県 協会名	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
高知	未就	未就		1歳以上は児童手当法 本則給付準用	(1)0歳、市町村民税非課税世帯は なし。 (2)1歳以上の市町村民税課税世帯 は、医療費の1割(但し、扶養する 子どもの第3番目以降については 自己負担なし)。	○		
福岡	未就	未就		3歳以上は児童手当法 準用	(1)3歳以上：外来月600円(1医療 機関毎)。入院1日500円(月7日限 度)。 (2)3歳未満：なし。 ともに薬局での自己負担無し。	○		
佐賀	2歳	未就		なし	(1)3歳未満：外来、入院とも月 300円(レセプト単位)。 (2)3歳以上：入院：自己負担の 1/2。	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	
長崎	未就	未就		なし	外来・入院とも1日800円(月1,600 円限度。レセプト単位)。 薬局での自己負担無し。	○ (大村市を 除く)		
熊本	3歳	3歳	入院：3歳以上 いる場合は全子 就学前まで	児童手当法準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯 は、入院：2,040円、外来1,020円 限度)		(注④)	
大分	未就	中卒		なし	外来：1回500円まで(3歳未満は月2 回、3歳以上は月4回が上限) 入院：1回500円まで(月14日上限)	○		
宮崎	未就	未就		児童手当法に準用(外 来3歳以上)	外来：2歳までは月350円、3歳～ 未就は月800円 入院：月350円(レセプト単位)	○		
鹿児島	未就	未就		児童手当法本則給付準 用	月3,000円(市町村民税非課税世帯 はなし)		○(注③)	
沖縄	3歳	未就		児童手当法準用	外来：3歳児のみ月1,000円。		○	

■ これまで「小6」、「中3」の表記だったものを、それぞれ「小卒」、「中卒」に統一。

■ 注①自治体によって現物給付にしている。

注②入院1日以上で他制度で救済されない場合。

注③「自動償還払い」…一旦自己負担金を支払い、その後助成金支給申請の手続不要で、後日指定口座に自動振込みされる。

注④助成方法に関する定めはなく、市町村によって対応が異なる。

■ [給付制限] 欄で制限対象が示されていない場合は入院・外来、医科・歯科の診療が対象となる。

■ 「入院食事」欄の○印：入院時食事療養費標準負担額(1日780円)を助成対象としているところ。

■ 「未就」とは、小学校未就学児。

■ ※1 現行取扱いには2011年度まで。小学校3年生については3/31までに助成支払が完了する日まで。

医療費無料化拡大の効果

ぜん息受診件数が増え 虫歯処置完了率も向上

ぐんま
住民と自治

「住民と自治」11年11月号付録
2011.10.13 No.83
ぐんま住民と自治研究所会報
群馬県高崎市福島町 742-5
TEL 027-360-6019
FAX 027-360-6052
jichiken@dan.wind.ne.jp

9月県議会で日本共産党の酒井宏明議員が、子ども医療費の無料化拡充による効果について質問したところ、県は「大変良い効果が起きている」と回答しました。

重症化の抑制

下表が示すように、喘息や皮膚炎および湿疹（アトピー性皮膚炎を含む）という慢性疾患児童の受診件数は、通院無料化拡大前の09年5月（国保・1か月間）に比べて、拡大後の10年5月は872件、741件となり、それぞれ20%、16%増加しました。無料化によって受診しやすくなり、重症化の防止に

役立ったとのことでした。

虫歯治療も前進

虫歯処置の完了児童も増加しています。

中学生のどの学年でも完了児童の率は上昇しています。13歳児は33%から36.8%に14歳児は34.6%から39.2%に15歳児は33%から35.1%になりました。

この現象は、全国平均がいずれも低下している中で起こっています。例えば、15歳児の全国平均は07年度は群馬より高い35.79%でしたが、10年度には31.93%に落ちました。しかし、群馬は着実に上昇させ、全国平均を上回ったのです。

コンビニ受診になった？

子どもの医療費を無料にすると、何でもないのでコンビニに行くかのごとく真夜中でも構わず受診させる親が増

加し、医療費や小児科医の負担をふやすと主張した人々もいますが、そうした傾向は見られないといわれています。

県は、拡大前の09年4月から9月までの間に受診した件数は10、152件であったのが拡大後の10年の同月間のそれは9、406件（国保連合会調べ）と、7.3%減少したと説明しています。

無料化の拡充は、夜間診療件数を増加させるどころか、むしろその抑制に効果を上げていたことが示されました。

運動の成果

群馬における全国屈指のこの政策は、県民の粘り強い活動によって実現したものです。新婦人をはじめとするお母さんたちは、一部負担金や所得制限を課そうとする県に「制限なし、入院時食事代対象、現物給付は当然のことと県医師会も明言している」と、迫ったのです。

子ども医療費無料化関係資料

平成23年10月5日 群馬県国民健康保険連合会

ぜん息、皮膚炎及び湿疹（アトピー性皮膚炎含む）の受診件数（10～14歳）

H21年5月（通院拡大前）
ぜん息 724件
皮膚炎及び湿疹（アトピー性皮膚炎含む） 638件
H22年5月（拡大後）
ぜん息 872件（20%増）
皮膚炎及び湿疹（アトピー性皮膚炎含む） 741件（16%増）

※群馬県国民健康保険団体連合会「疾病分類統計調査」
虫歯の処置完了者の状況

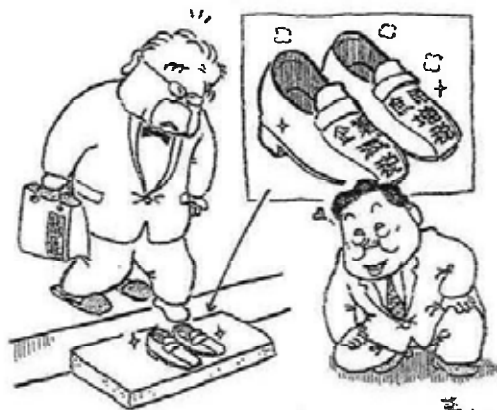
	13歳		14歳		15歳	
	群馬	全国	群馬	全国	群馬	全国
H19年度	33	30.94	34.6	32.35	33	35.79
H22年度	36.8	27.77	39.2	29.96	35.1	31.93

※文部科学省「学校保健統計調査」

通常診療時間以外の受診件数

H21年4～9月（通院拡大前）10,152件
H22年4～9月（拡大後）9,406件（92.7%）

※群馬県市町村国保被保険者（15歳以下）



2011.10

被災者の医療費自己負担免除に関するアンケート調査結果について

2012年5月 宮城県保険医協会

1. 調査の目的

当会では、被災者がどのような希望をもって歯科医院に来院し治療を受けているのか、また、自己負担免除制度の受け留め方、患者の反応などを集め、今後の活動に反映させることを目的に本アンケート調査を行った。4月11日から20日にかけてFAX送信可能な歯科会員（454人）を対象に実施し、72人より回答があった。

2. 調査の概要

- 1) 震災後の患者数について、震災前より「少し増えた」が48.6%、「変わらず」が19.4%、「大幅に増えた」が12.5%で、「増えた」と回答した方が6割を超えた。
- 2) 来院する患者さんのうち震災による自己負担免除の方の割合（3月分）は「11～30%」が37.5%、「31～50%」が30.6%であった。
- 3) 自己負担免除者に対する治療で多いものは「義歯新製」が72.2%、「歯冠修復」が58.3%、「重度のう蝕処置」と「歯周治療」が41.7%という結果だった。「抜歯」が5.6%となっており、「抜歯はほとんどなく、欠損の状態で来院される方が多い」という意見も寄せられている。
- 4) 自己負担免除制度により治療が不要と思われた患者の来院があったか聞いたところ、「なかった」が83.3%、「あった」が15.3%という結果だった。「あった」と回答した方から寄せられた事例には「義歯の予備を作ってほしい」、「検診、前歯補綴のやり直し（色調）」などがあった。
- 5) これまで治療を我慢し、自己負担免除制度によって治療できたと思われる事例があったか聞いたところ、「あった」が76.4%、「なかった」が19.4%であった。寄せられた事例には、「普段、治療の必要もあり、何度も告げてきたにもかかわらず、拒否され続けていた患者さんが、抜歯も含め補綴まで、しっかりとしたいと来院されたケースが数件みられました」、「本来であれば欠損補綴に関して、負担が少ない部分床義歯を選択していた患者がブリッジを希望した」、「多数歯欠損の方で、義歯・前装冠ブリッジ、臼歯部ブリッジ等、負担金があったとすればかなり高額であったと思われる方が数人いました」など、これまで歯科治療を受けずに我慢していたと思われる事例が多く寄せられ、医療費自己負担が受診抑制の原因の一つになっていることがうかがえる。
- 6) 自己負担免除期間が9月30日まで延長されたことについての患者さんの反応は「喜んでいた」が77.8%、「特に反応なし」が16.7%という結果だった。

3. 調査結果のまとめ

今回の自己負担免除制度により、多くの患者が窓口負担を理由に不自由を我慢して歯科医院に来院せずにいる状況が明らかとなった。未曾有の大震災からの復興には長い時間がかかると共に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによりいっそうの健康悪化が心配される。未だ生活再建に至らない被災者への医療費自己負担免除制度の継続がもとめられる。

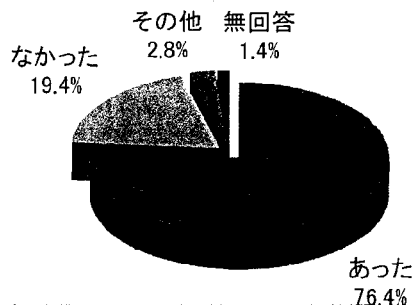
* 事例など

- ・ 治療が終了したばかりなのに結構まめに検診を受けにくる。悪いことではないですけどね
- ・ 検診、前歯補綴のやり直し(色調)
- ・ セカンドオピニオン的な相談。義歯製作6か月以内(他院で製作)の新製希望
- ・ 義歯の予備を作ってほしい
- ・ 口腔内ではなく身体的(精神的な)相談を受けた。口だけではなく身体全体の相談と思われる
- ・ 自己申告でそれほど酷い被害状況ではなかったが、いつまでも免除で申し訳ないと言っていた

6. これまで治療を我慢し、自己負担免除制度によって治療できたと思われる事例はありましたか？

項目	回答	割合
あった	55	76.4
なかった	14	19.4
その他	2	2.8
無回答	1	1.4

72



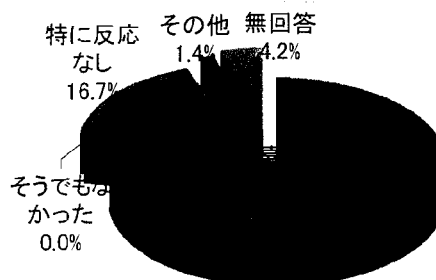
* 事例など

- ・ 普段、治療の必要もあり、何度も告げてきたにもかかわらず、拒否され続けていた患者さんが、抜歯も含め補綴まで、しっかりとしたいと来院されたケースが数件みられました
- ・ 自己負担0でこの際すべて治療という人が多い
- ・ 吸着の悪い義歯を我慢して使用しており、今回の免除を利用し、新製作を希望した例が多数ある
- ・ 虫歯の治療をしてほしいと、今まで歯科治療を受けたことがないような重症な患者さんが多く認められる
- ・ 前歯をふくむロングスパンのブリッジ。前装部の破損を我慢していたとの事
- ・ 合わない入れ歯を我慢して使用していた方が多く見られ、義歯の新製希望が多い。又、前歯部の歯冠補綴物が不適になっている方も治療を希望されるケースがかなり多く見られた
- ・ 全顎残根だらけだった患者様の全部抜歯した後に総義歯を入れた症例がありました
- ・ 欠損補綴(欠損を放置していた)
- ・ ブリッジ、クラウン、義歯使用限度をはるかに超えていたが、どうにか噛めるので、我慢していた様です
- ・ 本来であれば欠損補綴に関して、負担が少ない部分床義歯を選択していた患者がブリッジを希望した。義歯作製前に口腔内残存歯の治療を説明しても「痛みがない」「忙しい」などの理由により拒否していた患者が免除制度によって、この機会に悪いところを全て治療して義歯を入れてほしいと希望する患者が数人いた
- ・ 放置していたむし歯や欠損歯の治療で来院
- ・ 無職の人で自己負担免除の期間中に治したいと言ってきた人が数名いた
- ・ かかりつけの歯科医院が被災して治療してもらえず痛い思いをしていた
- ・ 多数歯欠損の方で、義歯・前装冠ブリッジ、臼歯部ブリッジ等、負担金があったとすればかなり高額であったと思われる方が数人いました
- ・ 全顎補綴
- ・ 前歯部ブリッジなど、2次カリエスがすすんでいても費用のことを考えると新製をためらっていた方が、新製できるようになった
- ・ 義歯をブリッジに変えたい患者。自己負担免除期間内に治療を終了したい。重度のカリエスだったが終わらないときは、治療をしない希望の患者がかなりいる
- ・ 多数歯欠損の治療をこの際ということで始めた方

7. 自己負担免除期間が9月30日まで延長されたことについて、患者の反応は？

項目	回答	割合
喜んでいた	56	77.8
そうでもなかった	0	0.0
特に反応なし	12	16.7
その他	1	1.4
無回答	3	4.2

72



* その他の意見

人によって両面の反応あり

乳幼児医療など、福祉医療の窓口無料化への要望

2012 年 6 月 14 日

松本協立病院

小児科医長 鈴木直美

医療を受けることは、憲法 25 条で定められた生存権を保障するため、全ての国民に与えられた権利の一つです。お金のあるなしで、受けられる医療の内容が左右されてはいけないと思います。

小さな子どもたちは、まだ免疫力・抵抗力も弱く、病気にかかりやすいものです。また、ちょっとした風邪だと思っていっても、急激に状態が悪化することもあり、油断できません。早めの受診・早めの診断・早めの治療が必要です。

しかし現実問題としては、窓口での支払いが難しいために受診をためらうケースや、受診はしたものの検査を断られたり、薬の処方を最小限にと頼まれたりするケースなど、後を絶ちません。実際、喘息のお子さんが発作で受診した際に、「給料日前なので、薬は少なめにお願いします。」と言われたことがあります。治療が遅れば命に係わる病気でも、お金のことを気にしながら、不十分な治療になってしまった結果、更に重症化してしまった場合、誰が責任を取ってくれるのでしょうか。

福祉医療では、1 か月数百円の低額の負担で診療を受けられることにはなりますが、現在は一旦窓口での支払いが必要であり、そのお金が支給されるのは 2,3 か月後になってしまいます。そのため、窓口での支払いができない家庭の場合、結局受診を控える結果になってしまいます。窓口負担がなくなれば、早期の受診・診断・治療が可能になり、結果として重症化を防ぎ、総医療費の抑制にもつながっていくものと思います。

子どもたちの健康のために、福祉医療の窓口無料化を要望します。是非、実現をお願いします。